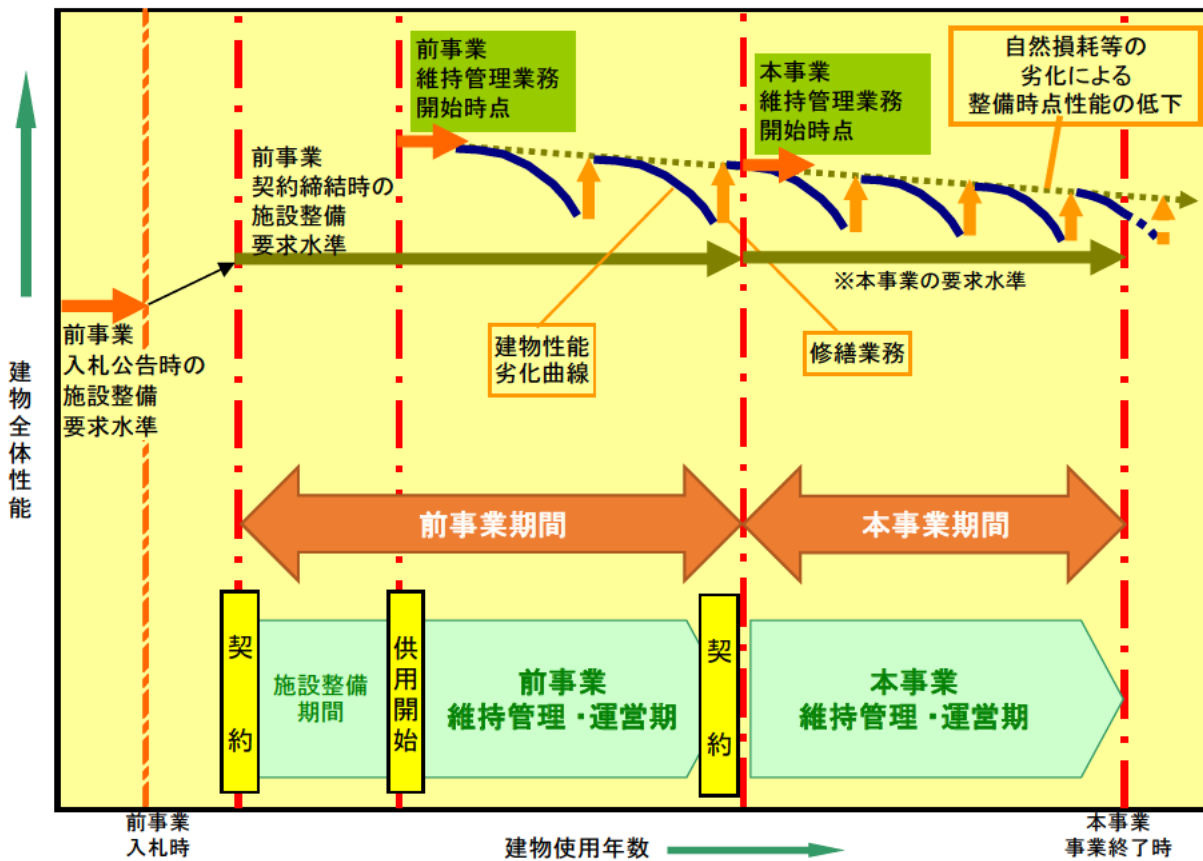


## 建物性能劣化と修繕業務の考え方



## 修繕業務の考え方

修繕業務は、前事業の契約締結時の要求水準を下回らないように行うこと。また、不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行う。事業期間中は建物全体性能が前事業の契約締結時の要求水準を下回らないこと。なお、前事業の契約締結時の要求水準を下回らない範囲での、個々の建築資機材の自然損耗は許容される。